

診療報酬改定に伴う

生活習慣病管理料への移行について重要なお知らせ

年々増加する生活習慣病対策の一環として、令和6年6月1日から診療報酬改定が実施されます。

今回の改定により、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が特定疾患療養管理料の対象から除外されたことに伴い、当院では3疾病のいずれかが主病で通院中の患者さんには個人に応じた療養計画書に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

対象：「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」のいずれかが主病で通院中の患者さん
改定内容：「特定疾患療養管理料」を廃止し、「生活習慣病管理料Ⅱ」を算定
時期：令和6年6月1日から

定期受診時に、医師・看護師など専門職種より療養計画書について説明を受けた後、同意（署名（初回のみ））を頂く必要がございます。
また、窓口負担についても、これまでの診療内容と同じであっても金額に変更が生じますので、皆さまのご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

令和6年5月31日まで		令和6年6月1日から	
再診料	73点	再診料	75点
外来管理加算	52点	—	
特定疾患療養管理料 処方箋料など	221点	生活習慣病管理料 Ⅱ、処方箋料	393点
合計	346点	合計	468点

窓口負担は年齢、保険の種類そのほか、検査の内容等によって異なります。